

第3章 焦点となった法案への対応

投票機会拡大、衆議院定数削減と一票の較差是正、クオータ制導入へ

4 公職選挙法等改正案

投票機会の拡大を実現

民主党は2015年の189回通常国会で、投票機会や方法を拡大する観点等から、①大規模小売店舗や駅等での投票等、選挙当日の投票区外投票の解禁、②期日前投票所の増設や開閉時間の弾力化、③洋上投票の対象拡充、④投票所への子ども同伴が可能であることの明確化、⑤地方議会の選挙運動用ビラ配布解禁、⑥要約筆記者への報酬支払解禁、を内容とする「公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、継続審議となっていた。

一方、閣法「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案」が190回通常国会に提出された。選挙執行経費の定例改正のほか、①選挙当日の「共通投票所」を解禁する、②期日前投票所の開閉時間を2時間以内で繰上げ・繰下げ可能にする、③投票所へ入れる子どもの範囲を18歳未満まで拡大する、との内容であり、民主党案と重なるものが多かった。

民進党は、2時間以内という期日前投票開始時間の更なる繰上げについて法施行状況を見て検討すること等を盛り込むことで与党と合意し、閣法は修正の上成立した。

民主党提案の洋上投票の対象拡充と要約筆記者への報酬支払解禁についても与野党で合意し、「公職選挙法の一部を改正する法律案」が委員長提案で成立した。

地方議会の選挙運動ビラ配布解禁については、速やかに検討を進め、必要な措置を講ずるべきとの委員会決議が採択された。

衆議院定数削減と一票の較差是正

2016年1月、衆議院議長の諮問機関「衆議院選挙制度に関する調査会」が、①議員定数の10削減、②都道府県別定数配分はアダムズ方式で分配し、10年ごとの大規模国勢調査結果の人口に基づき行う、等の答申を行った。

この答申の実施をめぐり、自民党・公明党は2020年の大規模国勢調査結果から実施する「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案」を提出した。民進党は、答申を忠実に実施するため、2010年の大規模国勢調査を基にアダムズ方式による見直しを即時実施する「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案」を提出した。両案は同時に審議され、民進案は与党等の反対により否決された。自公案は答申実施の先送りであるとして民進党は反対したが、与党等の賛成により成立した。

政治分野のクオータ制導入関連法案を提出

政治分野での男女共同参画を目指す超党派の議員連盟が、クオータ制導入に関する理念法と公選法改正案を取りまとめ、各党で持ち帰り検討することになった。

民進党は速やかに党内協議を進め、男女候補者ができる限り同数となることを目指す基本原則を定めた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案」を他の野党と共同で衆議院に提出した。衆議院比例代表名簿にクオータ制を選択導入できる「公職選挙法の一部を改正する法律案」も民進党単独で5月30日に衆議院に提出した。両案はいずれも継続審議となった。